

暫定議題案
第 16 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

2009 年 10 月 20-23 日
濟州島 韓国

1. 開会
 - 1.1. 第 16 回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント

オープニング・ステートメントが会合の公式記録に取り入れられる。電子コピーを事務局に提出されたい。

 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
2. 事務局からの報告

事務局長は、前年の事務局の活動についての報告を発表する。概して参加者はこの報告書を読んだものと見なされ、この議題項目は主に報告書に関するコメント及び質問にあてられる。
3. 財政及び運営

事務局長は、修正された 2009 年予算及び 2010 年提案予算案の簡潔な概要を紹介する。かかる予算の詳細な検討及び他の運営上の事項は財政運営委員会に付託され、それらは同委員会によって勧告予算案とともに拡大委員会に答申される。

 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
 - 3.2. 財政問題の議論と予算案の採択
4. SBT 漁業のレビュー

各メンバー及び協力的非加盟国は、各々の前漁期における漁業活動を報告し、すべての SBT 死亡に関する情報を含む文書を会合前に提出する。参加者はこれらの報告書を既に読んでいるものと期待され、会合では紹介されない。それ故に、この議題項目は、報告書に対する質問、意見及びフォローアップの議論のために当てられる。
5. 遵守委員会からの報告

遵守委員会の議長は、2009 年 10 月 18-19 日に開催された第 4 回会合の報告書を紹介する。この項目は議題項目 6 に関連する。

遵守委員会の現在の議長の任期は 2009 年に終了する。それ故に、委員会は 2010 年及び 2011 年の遵守委員会の議長（又は議長を選出するプロセス）を決定する必要がある。
6. 統合的な監視、管理及び取締りの制度

この項目では、MCS に関する拡大委員会の決定の実施について議論され、遵守委員会の勧告が通知される。
7. 日本の卸売市場及びオーストラリアの SBT 蓄養事業のモニタリング

戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）の報告書は、CCSBT15 において、オーストラリアと日本は、日本の卸売市場及びオーストラリアの SBT 蓄養事業のモニタリングの改善に

ついて協力し、CCSBT16 にその結果を報告することに合意したことについて言及している。

7.1. 日本の卸売市場

7.2. オーストラリアの SBT 蓄養事業

8. 遊漁

CCSBT15 (パラグラフ30) での合意に基づき、遊漁による漁獲があるメンバーはその漁獲の推定量を年単位で拡大委員会に報告すべき。

9. 生態学的関連種作業部会の報告

生態学的関連種作業部会 (ERSWG) の議長は、2009 年9月に開催した ERSWG の報告書を紹介する。拡大委員会は、2009 年9月に開催された ERSWG 会合の助言を検討する。

10. 拡大科学員会からの報告

拡大科学委員会 (ESC) の議長は、2009 年9月の ESC 会合の報告書を紹介する。この報告書は、拡大委員会が議題項目 13 を議論する際に利用する SBT 資源の状況に関する管理助言を含む。

11. 戦略・漁業管理作業部会からの報告

SFMWG の議長¹ は 2009 年4月に開催した SFMWG 会合の報告書を紹介する。

もし拡大委員会が SFMWG の助言を採用するのであれば、SFMWG によって合意された暫定的な再建目標のレファレンス・ポイントを達成するためのタイムフレームを検討する必要がある。これは議題項目 13 の議論に関連する。

拡大委員会は、ニュージーランドが CCSBT のための戦略計画案の作成を行うことで合意した SFMWG の作業についても検討する。

12. 第2回まぐろ類 RFMOs 合同会合の報告及び行動方針

13. 総漁獲可能量及びその配分

これは広範な議論を必要とする可能性が高い重要な議題項目である。したがって、会合の始めにおいて、議長は、議題項目 9 と 12 の議論を後回しにするとともに、会議の進行の早い段階で、一巡目の意見のためにこの議題項目をオープンにしておくことを提案するだろう。

13.1 TAC の決定

13.2 調査死亡量枠

この項目は、メンバーが 2010 年の国内の調査活動に関連した調査死亡量枠の認可を求める機会を提供する。

13.3 TAC の配分

条約は、TAC 並びにメンバー及び協力的非加盟国の配分の設定について規定している。2006 年の CCSBT13 において、拡大委員会は、メンバーの漁獲量の上限を 2007-2009 年はバインドすることを決定した。

拡大委員会は、ESC 及び SFMWG からの助言を考慮に入れて、2010 年 (恐らくそれ以降) の TAC の設定をしようとする。

¹ 又は彼の代理

拡大委員会は、同様に TAC の国別配分を設定する必要があり、この場合、オーストラリア、ニュージーランド及び日本の国別配分についての CCSBT 1 で合意した MOU のすべてのステップの実施に関する 2006 年の決定を考慮に入れる必要がある。

14. 協力的非加盟国

協力的非加盟国のステータスを設定した決議は、拡大委員会に与えられた任務に対するパフォーマンスに基づき、そのステータスの継続に関する年次レビューを要求している。検討されるべき 3 つの協力的非加盟国：フィリピン、南アフリカ及びヨーロッパ共同体

15. 非加盟国との関係

この項目は、特定の国に関係のある課題を議論するためのものである。事務局からの報告書が議論を促進するために利用可能である。

16. 他の機関との活動

事務局長は、前年における他の機関との関係に関する報告書及び 2010 年に向けた提案を紹介する。これには、CCAMLR との関係を正式なものにすることに関しての進展も含まれる。

16.1. CCAMLR との関係

16.2. その他

17. ガバナンス – 議長及びコミッショナーの役割

CCSBT15 において、拡大委員会は、更なる 2 年間の再任の機会とともに、2 年間の議長と副議長の指名を検討することについて合意した。新たな指名の期間は、漁業主体台湾で終了する現在のローテーションの後に開始する。この議題項目はこの課題を検討する機会を提供する。

18. 2010 年の作業計画

事務局は、2010 年の作業計画を提出する。かかる作業計画は、必要に応じて CCSBT16 の拡大委員会の決定を含むよう調整される。

19. 委員会文書の機密性

この議題項目で、会合の報告書及び CCSBT16 に関連する会合のために作成されたあらゆる文書の公表を制限すべきかどうかについて決定する。²

20. その他の事項

21. 閉会

21.1. CCSBT 第 17 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

21.2. 2010 年の会合の日程とタイミング

拡大委員会は、ESC、次の SFMWG 会合、遵守委員会及び拡大委員会会合を含め、2010 年の会合のための日程を決定及び／又は特定する必要がある。

21.3. 報告書の採択

21.4. 閉会

² 拡大委員会が、報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT16 に関連する会合の報告書は CCSBT 16 後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書は CCSBT16 後に公表される。